



第3部

安全・安心を身近に 実感できるまちづくり

(防災安全の確保)



第1節 防災・危機管理体制の確立

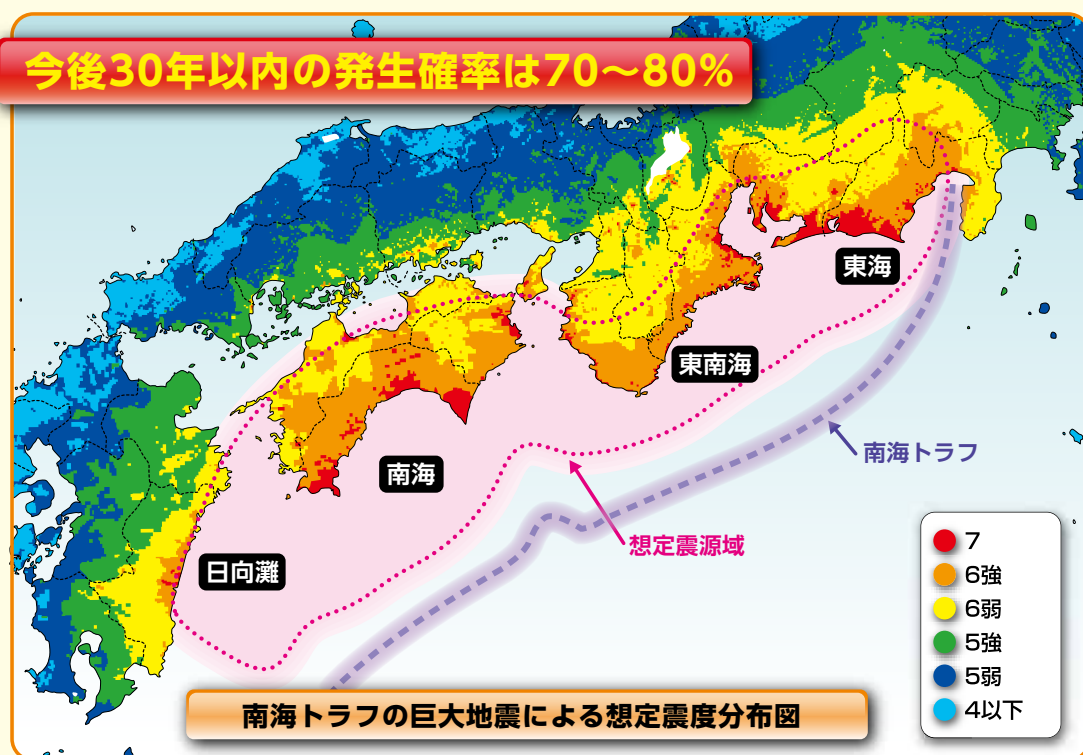
動向と課題

近年、雨の降り方は局地化、集中化、激甚化の様相を呈しており、平成29年7月九州北部豪雨や平成30年7月豪雨のように、甚大な被害をもたらす水害や土砂災害が相次いで発生しています。また、南海トラフを震源とするマグニチュード8から9クラスの地震の発生確率が今後30年以内で70～80%とされ、これによる甚大な被害の発生が想定されるとともに、平成28年（2016年）熊本地震のように、震源が浅く、大きな被害をもたらす活断層に伴う地震の発生も懸念されています。

このようななか、東日本大震災などの教訓から、国においては*国土強靱化基本法に基づき持続可能な国家機能、経済社会の構築に向けた施策が推進されており、また、中央構造線断層帯をはじめとした主要な活断層や海溝型地震に起因する各種被害想定に関する研究等を踏まえ、本市においても災害時の迅速な情報収集・伝達や*要配慮者への対応、女性へのきめ細かな配慮のほか、災害に備えた地域住民による自主防災活動の活性化などが喫緊の課題となっています。

また、テロや武力攻撃事態、原子力災害などの自然災害以外の危機にも対処できるよう、危機管理体制の一層の充実が求められています。

今後は、あらゆる不測の事態にも対応しうる、災害に強いまちづくりを進めるため、計画的な災害予防に取り組み、市民と行政、防災関係機関が一体となった危機管理対策を推進していく必要があります。



基本方針

国土強靱化基本法の理念を踏まえ、強靱な地域づくりを計画的に進めるなかで、市民と行政、防災関係機関が一体となった総合的な防災・危機管理体制の確立を目指し、防災・危機管理意識の高揚を図るとともに、ハードとソフトの適切な組み合わせによる災害予防対策を推進します。また、災害発生時に生命や身体の安全を確保するため、情報収集・伝達機能の強化や協力・支援体制の整備、ライフラインの確保に努めるとともに、これらをより効果的に機能させるために地域の防災力向上を図ります。

主な取組

》》 防災・危機管理意識の高揚

- 広報誌やメディア等を活用した広報、防災訓練、わが家の防災マニュアルやハザードマップの配布などを通じて、*自助及び共助の理念の普及啓発に努めることにより、市民一人ひとりの防災・危機管理意識の高揚を図ります。



避難所設営訓練の様子



》》》 災害予防対策の推進

- あらかじめ危険が予想される地域を明確にし、災害に応じた適切な避難場所や避難経路を確保します。
- 災害発生前の自主避難や災害発生直後の対応から避難に至る安全行動の周知に努めます。
- 効果的な防災対策を図るため、防災拠点となる施設の整備や見直しを進めるとともに、計画的に道路、河川、公園・緑地などの施設整備を進め、道路施設や*特定建築物等の耐震化を促進します。
- 防災情報の一元化を図り、正確な情報の発信機能を充実します。
- 災害対応を想定した訓練を定期的を実施するとともに検証を行い、その結果を踏まえ計画やマニュアルの見直しを適時実施することにより、市職員の災害対応力の向上に努めます。
- 災害時の救助や平常時の活動支援などの市民への対応を迅速に行うため、地域に密着した各支所における防災体制の充実を図ります。



三佐命山

》》》 災害情報の収集・伝達手段の多重化及び迅速・的確化

- *MCA無線や衛星携帯電話等を活用することにより、災害情報の収集・伝達を迅速かつ確実にを行うとともに、大分県防災情報システムの活用を図ります。
- 大分市防災メールや緊急速報メール、*大分市同報系防災行政無線など多様な情報伝達手段を活用するとともに、民間通信事業者などとの連携を図り、災害・避難情報などを迅速に提供します。

》》》 緊急時協力体制の整備

- 災害や武力攻撃事態などの緊急時及び災害復旧時の対策が円滑に行えるよう、国、県をはじめ他の自治体や自衛隊、医療機関など関係機関との協力・支援体制の整備・充実に努めます。
- 災害発生時の応急対策等について協力を得るため、企業・団体等との応援協定を締結します。
- 災害時のボランティア受け入れ態勢の整備や活動拠点の提供など、ボランティアの活動支援に努めます。
- 災害時に地域活動ができる人材を確保するため、企業等と協働し企業内の防災力向上を図り、地域との連携構築に努めます。

》》》 ライフライン対策の充実

- あらゆる不測の事態に備え、計画的にライフライン施設の耐震化や*ブロック化、電線類の地中化などを促進します。
- 自助・共助・公助の役割を明確にし、家庭内備蓄等を促進するとともに、非常食等の備蓄や関係機関等との応援体制の確立を進めることで応急食料や飲料水、資機材などの確保に努めます。

》》 地域防災力の強化

- 自主防災組織の活動の活性化を図り、「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域住民の連帯感に基づく防災意識の醸成に努めます。
- 地域における防災リーダーとなる*防災士等の育成強化に努めるとともに、防災士間の連携が強化されるよう*防災士協議会の設立を推進します。
- 地域防災を担う自主防災組織や消防団など、各種団体相互の連携強化に努めます。
- 地域や企業、学校等における防災訓練や研修会、啓発冊子の配布などを通じて、身近な災害リスクや災害への備え、災害発生時における適切な対応を周知するとともに、災害から得られた教訓の伝承を図ることにより、地域における災害対応力を強化します。
- 子どもたちが災害発生時において、自らの命を守る行動がとれるよう、防災教育を推進します。
- 地域との連携のもと、*避難行動要支援者の安否確認や避難支援などが行える体制づくりの促進や災害発生時における要配慮者へのきめ細かな対応に努めます。

関連計画 ▶ 『大分市地域防災計画』『大分市国民保護計画』『第2期大分市耐震改修促進計画』

目標設定

防災訓練を実施した
自主防災組織数

現状値 (2018年度末現在)

 **443** 組織

目標値 (2020~2024年度の累積)

 **全自主防災組織**
(※601 組織数)

自主防災組織における
風水害避難行動計画の策定率

現状値 (2018年度末現在)

 **63.0%**

目標値 (2024年度見込)

 **100%**

特定建築物の耐震化率

現状値 (2018年度末現在)

 **91.3%**

目標値 (2024年度見込)

 **95.0%**

※ 601 組織数には、自主防災組織を結成していない2自治区を含む。

【用語解説】

※国土強靱化基本法

正式名称は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」。いかなる災害等が発生しようとも、「人命の保護が最大限図られる。」「国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される。」「国民の財産及び公共施設に係る被害を最小化する。」「迅速な復旧復興を可能とする。」などを基本方針として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「強靱な国づくり」を推進することを定めた法律。

※要配慮者

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人その他の特に配慮を要する人。

※自助及び共助

自分や家族の安全を自ら守ることを自助、地域や職場などで助け合い、被害の拡大防止や災害予防に努めることを共助という。また、自治体などの公的機関による救助活動や支援物資の提供などの公的支援を公助という。

大規模災害発生直後は、公的機関も被災しているため、自助、共助、公助の割合は7対2対1になるといわれている。

※特定建築物等

災害時の拠点となる公共建築物や、興行場、百貨店、店舗、事務所、学校、共同住宅等の用に供される相当程度の規模を有する建築物で多数の者が利用するもの並びに緊急輸送道路沿道の建築物。

※MCA無線

MCA (Multi-Channel Access) 方式で通信する、災害に強いデジタル無線のこと。大分市では、災害時に主として行政機関内の通信手段の1つとしており、移動系防災行政無線に位置付けられる。

※大分市同報系防災行政無線

同報系（同時に複数の相手に通報する無線系統）と呼ばれる、屋外スピーカー等を介して、一斉に防災情報や行政情報を伝える無線通信システムのこと。

※ブロック化

供給区域をいくつかの独立した小ブロックに分割して、配管網の整備を行うこと。災害等による被害を最小限に抑えることができる。

※防災士

社会のさまざまな場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を習得したことを日本防災士機構が認証した人。

※防災士協議会

自主防災組織等で防災活動にあたる防災士が、地域において連携して活動するために原則として校区単位で結成した団体。

※避難行動要支援者

生活の基盤が自宅にある要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する一定の要件（第1種身体障害者手帳、要介護認定3～5など）に該当する人。

第2節 治山・治水対策の充実

動向と課題

森林や農地には、地表に降った雨を貯留し洪水や土砂災害を緩和する働きがありますが、近年では都市化の進展に伴う市街化の拡大に加え、農村部から都市部への人口流出による過疎化や高齢化に伴い、森林・農地の荒廃が進み、保水能力のさらなる低下が懸念されています。

また、本市域内には、大分川、大野川をはじめとして一級河川が43、二級河川が20、市管理河川が317、*防災重点ため池が166あるなかで、平成29年7月九州北部豪雨や平成30年7月豪雨など、大雨特別警報が発表されるような豪雨や台風等による被害が全国的に増加傾向にあり、集中豪雨時には、河川の氾濫やため池の決壊等の被害が危惧されています。

市民の貴重な生命や財産を災害から守るため、*水源かん養等の機能を有する森林について上流地域や関係機関との連携を図りながら保全していくとともに、地域ごとの特性を踏まえた河川やため池の改修、砂防事業等を進めていく必要があります。

また、雨水による床上・床下浸水、道路冠水などを防除するための取組や災害のおそれのある区域における警戒避難体制の強化等の減災に向けたソフト面での対策が求められています。



基本方針

台風や集中豪雨、地震などの自然災害に強い安全なまちづくりを目指し、森林や農地等の保全を図るとともに、河川・ため池の改修事業や砂防事業等を促進します。また、公共下水道を計画的に整備するとともに、雨水排水施設を効果的に整備し、浸水対策を推進します。さらに、災害から人命や財産を守るため、ハード整備とソフト対策が一体となった減災に向けた取組を推進します。

主な取組

》》 森林や農地等の保全

- 大雨による水害を防ぐため、水源かん養等の機能を有する森林や遊水機能を持つ農地の保全に努めます。

》》 河川改修等の促進

- 国、県の管理する河川の護岸整備、河川管理施設の耐震化を促進します。
- 市の管理する河川は、過去の被災状況の調査や住民の要請を受け、優先度に応じた効率的な改修を図るとともに、国、県の河川改修計画との調整を図りながら整備を推進します。
- 県や地元関係者と連携を図り、災害時に決壊のおそれのあるため池の改修を促進します。

》》 砂防事業等の促進

- 河川流域の土石による被害を防止するため、砂防事業を促進します。
- 住宅地や森林における土砂崩落を防ぐため、急傾斜地崩壊対策や地すべり対策を促進します。
- 土石流対策として危険区域の対策事業を促進します。

》》 浸水対策の推進

- 道路や住宅地などに降った雨を河川へ流すため、道路側溝や公共下水道（雨水管渠）の整備を推進します。
- 浸水被害の発生状況等を考慮し、雨水排水施設の整備を推進します。



皆春雨水排水ポンプ場

》》 減災に向けたソフト対策の推進

- *土砂災害警戒区域と*浸水想定区域においては、危険の周知や警戒避難体制の整備などの対策を推進します。
- *土砂災害特別警戒区域における住宅等立地の抑制や既存住宅の安全な構造への改修、移転支援等に努めます。
- ため池が決壊した場合の浸水想定区域を周知するため、ハザードマップを作成し、防災意識の向上に努めます。

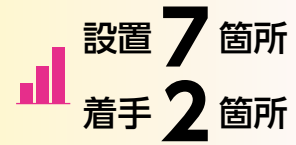
目標設定

雨水排水ポンプ場の整備

現状値 (2018年度末現在)



目標値 (2024年度見込)



河川施設の整備 (整備延長 4,734m)

現状値 (2018年度末現在)



目標値 (2024年度見込)



関連計画 ▶ 『大分市国土利用計画』『大分市公共下水道事業基本計画』

【用語解説】



※防災重点ため池

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池。

※水源かん養

森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和し、流量を安定させること。

※土砂災害警戒区域

土砂災害防止法に基づき、土砂災害が発生した場合に住民等の生命または身体に危険が生じるおそれがあるとして県が指定する区域。

※浸水想定区域

水防法に基づき、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定されるとして国及び県が指定する区域。

※土砂災害特別警戒区域

土砂災害防止法に基づき、土砂災害が発生した場合に建築物に損害が生じ、住民等の生命または身体に著しい危険が生じるおそれがあるとして県が指定する区域。

第1節 消防・救急体制の充実

動向と課題

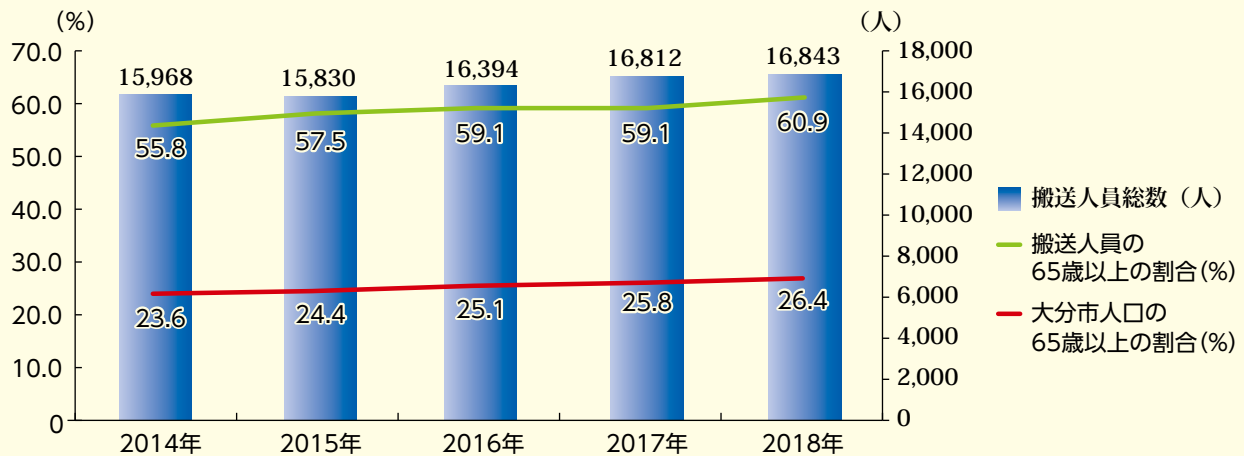
だれもが安全・安心に暮らせるまちづくりにおいて、消防機関は車両や人員、資機材などを最大限に有効活用し、市民の生命・身体・財産を災害から守る責務を有していることから、災害の多寡にかかわらず、消防力の維持、確保は不可欠なものとなっています。

その一方では、少子高齢化による将来人口の減少や人口構成の変化などの影響で、地域の消防を担っている消防団員の確保にも大きな支障が生じるとともに、消防活動の多くを占める救急需要は、高齢者の増加によって2035（令和17）年頃まで増加することが予測されています。

こうしたことから、未然に火災を防ぐと同時に地震や風水害といった自然災害やテロ、武力攻撃事態などへ対応できるよう、大分県や周辺市町との連携を図ることにより、さらなる消防力の充実を図る必要があります。

さらに、高齢化の進展を背景とした救急需要へ、適切に対応することが求められています。

救急搬送人員の総数と高齢者人口



基本方針

市民生活の安全を確保し安心を身近に実感してもらうため、火災予防を推進するとともに、消防体制と救急・救助体制の充実を図ります。

また、被災時における人命救助を最優先にするとともに、被害を最小限に抑えるため、関係機関と連携強化し、*緊急消防援助隊等の体制の充実を図ります。

主な取組

》》 火災予防の推進

- 幼少年期における防火意識の醸成を図るとともに、消防団や少年婦人防火委員会などの関係団体と連携して、地域における防火知識の普及啓発に取り組みます。
- 住宅火災の減少を目的とした、防火講話や訓練指導などを継続するとともに、高齢化社会に対応した取組を踏まえた住宅用火災警報器の交換及び維持管理について、消防団や少年婦人防火委員会などの関係団体と連携し、積極的な広報に取り組みます。
- 病院や社会福祉施設などの防火対象物及びコンビナート地区内やガソリンスタンドなどの危険物施設の査察を行い、施設の適正管理と防火管理体制の徹底を促進します。
- 出火・事故原因の調査・分析を行い、より効果的な火災抑止対策を推進します。

》》 消防体制の充実

- さまざまな災害に対応するため、装備を充実させるとともに、地域の実情を考慮した車両や人員の配置を図ります。
- 消防団の強化を図るため、活動しやすい環境づくりや実践的な訓練と研修の充実に努めます。
- 消防団の充実を図るため、効果的な広報や組織の魅力を高めることで、多様な世代からの人材確保に努めます。
- 災害情報を迅速かつ的確に収集し、及び伝達するため、高機能通信指令システムを活用するとともに、多様な情報ツールへ対応できるよう積極的にICTの利用を推進します。
- 災害対応能力のさらなる向上のため、人材育成の推進及び環境整備の充実を図ります。
- 災害時の拠点施設である消防庁舎を計画的に整備し、予防保全による適正な維持管理に努めます。
- 安定した消防水利を確保するため、耐震性貯水槽の整備を推進します。



消防団の纏と豊後八纏会
まとい ふんごはってんかい

》》 救急救助体制の充実

- 救命効果のさらなる向上を目指し、より高度な救命処置が行える救急救命士の育成や*メディカルコントロール体制の充実強化及び資機材の整備を図ります。
- 現場に居合わせた人が適切な応急手当ができるよう、AED（自動体外式除細動器）の使用を含めた応急手当の普及啓発に積極的に取り組みます。
- 救急需要の増加に対応するため、病院救急車等との連携に取り組むとともに、人口動態等を踏まえた救急車の適正な配置と救急車の適正な利用の啓発に努めます。
- さまざまな救助要請に対応するため、各種訓練の実施や研修会への参加、関係機関との連携訓練などを行うなかで、知識及び技術の向上を図り、救助活動対応力を強化します。



救命講習

》》 緊急消防援助隊等の体制の充実・強化

- 被災時における緊急消防援助隊等の受援体制の充実・強化を図ります。
- 緊急消防援助隊等の応援体制の充実・強化を図ります。

関連計画 ▶ 『大分市消防団ビジョン』

目標設定

住宅火災の出火率

現状値 (2016~2019年の平均)


 1.275

目標値 (2024年度見込)


 **現状値以下**

消防団員数

現状値 (2019年度当初)

 2,175人

目標値 (2024年度見込)

 **2,175人以上**

救急隊が到着するまでに、
市民が心肺蘇生を実施した割合
(応急手当実施率)

現状値

 **53.2%**
(2009~2013年累積)

 **60.1%**
(2014~2018年累積)

目標値 (2020~2024年累積)

 **64.0%**

【用語解説】

※メディカルコントロール体制

救急救命士を含む救急隊員が行う救急活動の質を保証するために、医師による医学的観点からの指示及び指導・助言、事後検証、病院実習等の再教育を充実させていく体制のこと。

※緊急消防援助隊等

緊急消防援助隊、県内応援隊、国際消防救助隊、その他協定に基づく応援隊。

第2節 交通安全対策の推進

動向と課題

全国的には、運転免許保有者数が増加し、さらに高速道路網の拡大など、交通アクセスの利便性が高まったことにより交通量が増加していますが、道路交通環境の整備など、交通安全対策の取組により、交通事故発生件数は減少しています。

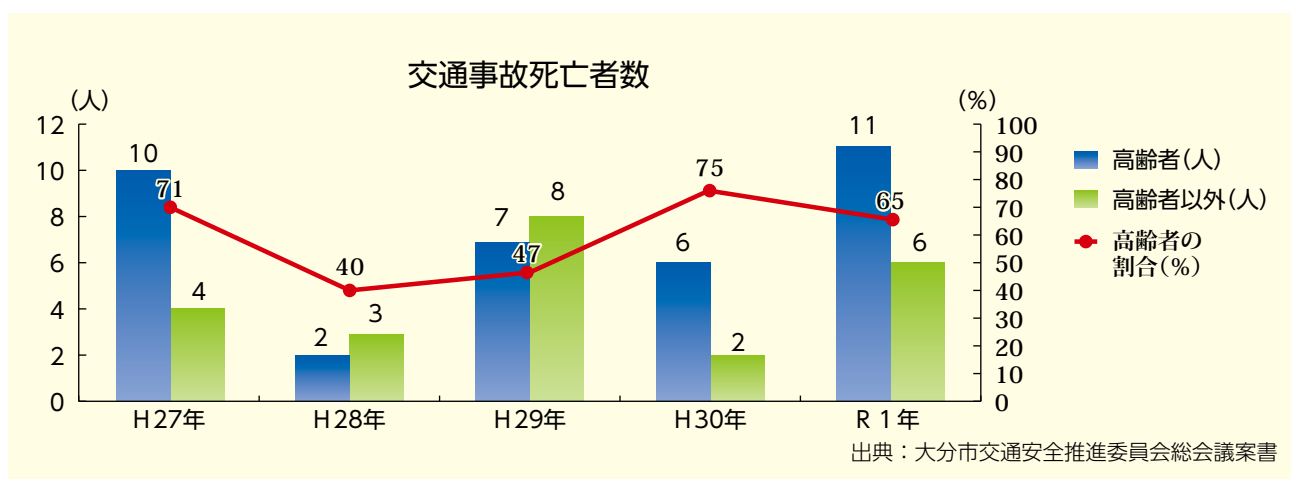
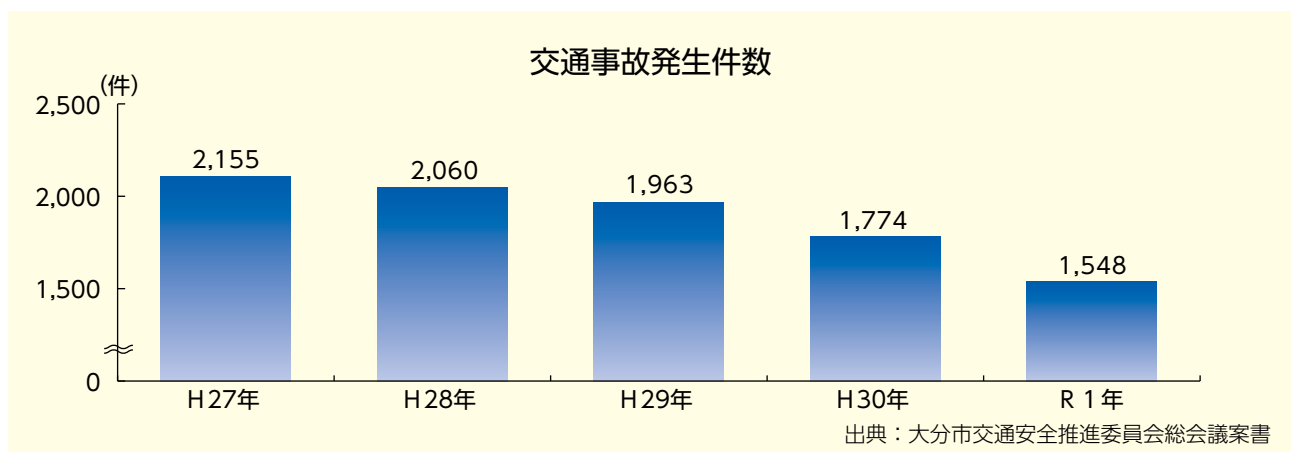
本市においても、交通事故発生件数は減少傾向となっておりますが、交通事故死亡者においては高齢者が高い割合を占めており、歩行者が犠牲となる交通事故が多発しています。

また、交通事故発生原因では、自動車や自転車等の運転者の前方不注視や安全不確認などが大半を占めています。

最近では全国的に、高齢運転者が加害者となる重大交通事故も発生していることに加え、自動車・自転車の運転中や歩行中にスマートフォン等を操作することによる事故も頻発しています。

このようなことから、子どもや高齢者、障がいのある人をはじめ、すべての市民の安全を守るため、交通事故の未然防止に努めるとともに、特に高齢者の交通事故防止を重点に、関係機関・団体や地域との連携を図りながら、市民の理解と協力のもと、広範な交通安全対策を推進していく必要があります。

また、交通事故にあわれた方への支援も必要になっていきます。



基本方針

人と車の調和のとれた安全で快適な交通社会の実現を目指し、人優先の交通安全思想の普及・徹底や交通安全環境の整備など、広範な交通安全対策を推進します。

主な取組

交通安全思想の普及・徹底

- 関係機関・団体などと連携を図り、ながらスマホの防止や横断歩道のマナーアップをはじめ、交通ルールの遵守や交通マナー・モラルの向上を広く呼び掛けるなど、市民総ぐるみの交通安全運動を推進します。
- 小学生、中学生、高校生及び大学生に対する段階的かつ体系的な交通安全教育を行います。
- 老人会や自治会等を通じ、高齢者体験型交通安全教室などを開催し、高齢者の交通安全に対する意識の高揚に努めます。
- 高齢者が加害者となる交通事故の防止と公共交通機関の利用促進を図るため、高齢者の運転免許の自主的な返納を促します。また、安全運転サポート車の普及の推進等を図っていきます。
- 交通安全協会、幼児交通安全クラブ（通称モンキークラブ）、女性ドライバー協議会などの交通安全団体の育成を図り、地域に密着した交通安全活動を推進します。



高齢者体験型交通安全教室



幼児交通安全クラブ（モンキークラブ）

交通安全環境の整備

- 歩行者及び自転車通行の安全確保を図るため、歩道の改良や自転車走行空間の整備などを促進し、また放置自転車対策にも取り組みます。
- 安全な通行空間を確保するため、道路状況等に応じて、必要とされる道路改良やカーブミラーなどの整備を図ります。
- 通学路や生活道路、事故多発地点などにおいて、信号機や横断歩道などの交通安全施設の設置について関係機関と協力し、安全で円滑な交通の確保に努めます。

》》 交通事故にあわれた方への支援の充実

- 交通事故相談業務など交通事故にあわれた方への支援の充実に努めます。
- 交通遺児への支援制度などについて、広く市民への周知を図ります。

関連計画 ▶ 『第10次大分市交通安全計画』『大分市自転車活用推進計画』
『大分市自転車走行空間ネットワーク整備計画』


目標設定

年間交通事故死傷者数

現状値 (2018年実績)

 **2,240**人

目標値 (2024年見込)

 **2,000**人以下

年間交通事故死者数

現状値

(2015~2019年9月末までの平均)

 **10.5**人

目標値 (計画期間中)

 **10**人以下

第3節 犯罪のないまちづくりの推進

動向と課題

現代社会においては、市民の連帯意識の希薄化と他人に対する無関心化が進み、地域における犯罪抑止力の脆弱化が懸念されています。

本市における刑法犯認知件数は、2015（平成27）年に比べ2018（平成30）年は3割減少しています。しかしながら、依然犯罪の約70%は窃盗犯で、そのうち5割強は被害者の鍵のかけ忘れによるものです。また、高齢者などを狙った振り込め詐欺などの特殊詐欺の被害のほか、インターネットなどを利用したネットワーク利用犯罪や少年犯罪も憂慮すべき状態にあります。

さらに、高齢化や共働き世帯の増加等による地域における防犯活動の担い手不足等が課題となっています。

子どもや高齢者、女性をはじめすべての市民を犯罪から守るため、地域における安全対策がますます重要になってきており、市民一人ひとりの防犯意識の高揚と地域に密着した防犯活動の推進、防犯に配慮した住環境の整備が求められています。

また、*犯罪被害者等への支援についても必要とされています。

大分市の刑法犯認知件数

	R1年	割合
窃盗犯	999	68.7%
粗暴犯	126	8.7%
知能犯	52	3.6%
風俗犯	18	1.2%
凶悪犯	17	1.2%
その他	242	16.6%
合計	1,454	100%

窃盗犯のうち被害者の鍵かけ状況

	施錠なし	施錠あり
乗り物盗難	240	166
車上狙い	43	67
住居侵入窃盗	11	21

基本方針

安全で住みよい地域社会を実現するため、広報活動や地域における防犯活動を通じて、防犯意識の啓発と高揚に努めます。また、各種防犯活動団体との連携や防犯灯の設置などの防犯環境の整備を進め、行政、地域、関係機関が一体となった犯罪のないまちづくりを目指すとともに、犯罪被害者等の支援を総合的に推進します。

主な取組

》》》 防犯意識の高揚

- 広報誌の発行や防犯イベントの開催などによる広報を通じて、市民一人ひとりの防犯意識の高揚を図ります。
- 関係機関と連携して暴力絶滅運動を推進し、市民の暴力犯罪絶滅及び暴力団排除の気運を高めます。
- 振り込め詐欺などの特殊詐欺や悪質商法などの被害を未然に防止するため、啓発活動を推進します。
- インターネットなどのネットワークの適切な利用を呼び掛けるとともに、市民への情報提供活動の充実を図ります。

》》》 犯罪のないまちづくり

- 自主防犯パトロールや子ども見守りパトロール等を所管する関係機関との連携を図りながら、各種防犯活動により地域の連帯意識の強化を図るとともに、地域に密着した活動に努めます。
- 防犯カメラや防犯灯・街路灯の設置等により犯罪を誘発するおそれのある場所の解消に努めるなど、防犯環境の整備を行います。



子ども見守りパトロール



防犯パトロール

》》》 犯罪被害者等への支援

- 犯罪被害者等が日常生活または社会生活を円滑に営むことができるように相談に応じ、必要な情報提供を行い、関係機関と連携して問題解決に努めます。
- 犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図ります。
- *二次的被害の防止及び犯罪被害者等の支援の必要性について広報及び啓発に努めます。

目標設定

刑法犯認知件数

現状値 (2018年実績)

1,548 件

目標値 (計画期間中)

2018年実績の1割以上減

【用語解説】



※犯罪被害者等

犯罪被害者及びその家族、遺族のこと。

※二次的被害

犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の無理解や心ない言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穩の侵害、経済的な損失などの被害のこと。